

溝渠、橋梁、港灣の建設を土木工業といひ、家屋の建築亦土木工業の一種といふことを得べし。

纖維工業

(五)纖維工業 は纖維物を原料とする製造業にして、製絲、紡績、機織の如き工業をいふ。

食料品工業

(六)食料品工業 は機械及び化學の作用により、主として農林水産の原料品より食料品を製造するものにして、醸造、精糖、煙草精製、製藥、罐詰業等の如き工業をいふ。

手工業

(七)手工業 は以上六種の工業に類似する個人の手工による工業と、機械力及び化學力による能はざる手工業とあり、殊に美術工藝品の製作には手工業によるべきもの少しとせず。

第四十六章 商業

交換

交換 商業 商人 取引 商品

標準

價格

度量衡

貨幣

一九四、交換 天産の不同と分業の組織とにより、生産者は己の生産品のみにては慾望を充たし難く、貨物亦其の完成に至るまでには數多の生産者の手を経ざるべからず。故に貨物の交換は最初の生産者より最後の消費者に至るまで各、其の間に行はるるなり。而して交換の營業を商業といひ、商業を營む者を商人といひ、商人と貨物の交換を爲すことを取引といひ、其の貨物を商品といふ。

一九五、標準 取引は交換の兩者各、貨物の價值を同等と認むるに於て成立し、其の同等と認められたる價值を價格といふ。價格を定むるの標準二あり。度量衡及び貨幣是なり。(一)度量衡は貨物の分量の單位を定め、(二)貨幣は價格の單位を定むるの標準なり、而して貨幣は價格の標準たると同時に交換の媒介貨物たり。

取引

直取引
交易
兩換
賣買

信用

任意

必然

商業

移動商業

一九六、取引 取引を其の手續を了する時間によりて區別し、直取引及び信用取引の二とす。

(一)直取引とは貨物を同時に授受するものにして、實物の交易、貨幣の兩替及び貨物の賣買の如き是なり。賣買とは貨物と貨幣との交換にして、直取引の主要なるものなり。

(二)信用取引とは貨物の授受の間に時期を劃するものにして、其の兩者が期末に於て、取引の手續を了し得べき信任あるによりて成立す。信用取引には(一)兩者の任意によりて爲す貸借、懸賣等の如きものと、(二)事件の性質上必然に時間を要すべき雇傭、貸借、請負等の如きものとあり。

一九七、商業 商業を場所に關する取引方法によりて區別するときは、移動商業、市場商業及び定住商業の三とす。

(一)移動商業とは商人より貨物を携へ來りて取引するも

隊商
行商

市場商業

市場

取引所

定住商業

商店

問屋

のにして、隊商及び行商の如き是なり、主として未開の時代若くは不便の土地に行はる。

(二)市場商業とは多數の人が一定の場所に相集りて爲す取引にして、市場及び取引所の兩機關あり。(一)市場は實物貨物の交換所にして、生産者も、商人も、消費者も貨物と共に此に集散する所なり。又市場を廣義に貨物の交換所と解釋して社會を指すことあり。(二)取引所は代表貨物の交換所にして、主として専門の商人其の取引に従事す。

(三)定住商業とは商人が一定の場所にありて取引するものにして、商店及び問屋の兩機關あり。(一)商店或は店舗は主として貨物を直接消費者に賣買するものにして、(二)問屋は主として商人間に取引の媒介を爲し、他人の爲に自己の名を以て貨物の販賣若くは購買を爲すものをいふ。

商業機關

一九八、商業機關 商業の取引には、信用の如き手續の期間と、遠隔なる場所の距離とあり、此等による不便と故障とを除きて、取引を敏活圓滿ならしむるため、種々の補助機關あり、其の主要なるものを擧ぐれば交通、銀行、倉庫及び保險の四種あり。

交通

(一)交通 とは通信と運送とを爲すをいひ、遠隔の地に於て取引し、或は多額の貨物を取引するに當り、其の手續を容易ならしむる機關あり。

銀行

(二)銀行 とは信用取引の機關にして、頻繁の取引或は遠隔の取引に於て直取引の繁を避け、貨幣の取引を媒介す。

倉庫

(三)倉庫 は貨物の貯藏を營業とする機關なり。商人の取引する貨物は時期及び場所によりて其の額一ならず。斯かる不定額の貨物の爲に、各一定の貯藏所を設くるは資本

保險

を無益に固定するの不利あり。倉庫は此の不利を除く。
(四)保險 貨物は貯藏若くは運送の間に於て水火等偶然の災害あり、人命亦老小不定の危険あり。凡て危険に遭遇すべき者の多數が結合し、實際災害を受けたる者の損失を分擔して救濟するを保險といふ。

廣義の商業

以上の營業は商業の發達に必要な缺くべからざる補助機關にして、廣義に商業と稱するときは此等をも合せたるものをいふなり。

第四十七章 度量衡

命位
基本
度

一九九、命位 帝國の度量衡は度量に於て尺を、衡に於て貫を基本とし、之によりて其の命位を定む。
(二)度 は長さ及び廣さの標準にして、尺以下に寸、分、厘、毛、尺

地積

以上に丈、間、町、里の單位を定む。又別に一尺二寸五分を一尺と命ずる鯨尺を認め、之を布帛のみに使用せしむ。

量

(二)地積 は六尺平方を歩とし、歩以下に合、勺、歩以上に畝、段、町の單位を定む。而して歩を又坪と稱することあり。

衡

(三)量 は容積の標準にして、六萬四千八百二十七立方分を升とし、升以下に合、勺、升以上に斗、石の單位を定む。

米突法

(四)衡 は重量の標準にして、貫以下に斤及び匁、分、厘、毛の單位を定む。

米突法

二〇〇、米突法 我が國は米突度量衡を併用す。度はメー

メートル

トルを基本とし、一メートルは三尺三寸にして、別に千メー

キロメートル

トルをキロメートルと稱す。

アール

地積には十メートル平方をアールと命ず、一アールは三十坪二五凡一畝なり。量に於ては十分の一メートルの立方

リットル

をリットルとす、一リットルは五合五勺四三五なり。衡の

グラム
キログラム

基本はグラムにして、別に千グラムをキログラムと稱す、一

原器

グラムは零匁二分六厘六毛六七なり。
二〇一、原器 度量衡の基本は原器による。原器は白金イ

白金イリヂ
ウム

リヂウム合金にて作り、尺は其の合金の棒の攝氏零度一五

に於ける、標線間の長さの三十三分の十にして、貫は其の合金の分銅の四分の十五なり。即ち原器はメートル及びキログラムなり。

副原器

地方原器

原器は農商務大臣之を保管し、別に副原器二個ありて文部大臣及び農商務大臣各、其の一を保管し、更に地方原器を製し、府縣知事之を保管して檢定原器と爲す。

檢定

二〇二、檢定 度量衡は其の基本及び命位を法規によりて定めらるるのみならず、其の器具の製作、販賣及び修覆も亦

許可
檢定

萬國度量衡
會議

特別法

ポンド、ポ
ンド法
鐵道

海軍

之を國家より指定したる者に許可し、其の製作品に對しては一々檢定原器により、地方廳之を檢定す。是度量衡器にして區々ならんか、商取引に於て獨り不便多さのみならず亦不正を生ずること少からざればなり。近時國際商業の頻繁なるに従ひ、萬國度量衡會議の起れるも亦其の不便を除かんが爲なり。

二〇三、特別法 我が度量衡法は米突法併用の外、一般にヤード、ポンド法を認め、又法規上一部に限り、其の他の度量衡法を認むるなり。鐵道に於ける呎、哩及び鎖、海軍に於ける艦船、機關、兵器、艤裝及び水路に英國法を、炭水及び食料に佛國法を使用するが如き是なり。尙民間に慣用の度量衡なきにしもあらずといへども、是法規の認めざる所なり。

第四十八章 貨幣

貨幣制度

圓

金貨
銀貨

銅貨

本位貨
金貨

補助貨

使用額

單本位

二〇四、貨幣制度 貨幣の單位は純金の量目二分を以て一圓とし、圓以下更に錢、厘の單位を定む。又貨幣は金、銀、銅の三種に分たれ、(一)金貨幣は二十圓、十圓及び五圓の三種、(二)銀貨幣は五十錢、二十錢及び十錢の三種、(三)銅貨幣は白銅貨の五錢、青銅貨の一錢及び五厘の三種あり。

二〇五、本位貨 金貨幣は本位貨にして、其の量目は表記の價格に稱ひて取引上其の使用額に制限なし。銀貨幣及び銅貨幣は補助貨にして、其の量目必ずしも其の表記價格に稱はず。故に其の使用額は銀貨に於て十圓以下、銅貨に於て一圓以下の取引にのみ有效なりとす。斯くの如く本位貨一種の制を單本位と稱し、本位貨を二種以上に採り、法規

複本位
金貨本位

鑄造

官幣

によりて其の比價を規定するを複本位といふ。我が國は金貨本位國にして、今日金本位を採用する國家多し。
二〇六、鑄造 貨幣の鑄造は國家に於て之を行ひ、私人の鑄造を禁ず。是度量衡に檢定ある如く、貨幣の品質及び量目に不同なからしめ、常に貨幣の價格を均一ならしめんが爲なり。若し貨幣の價格に不同あらんか、取引上不便を感ずること少からざるのみならず、亦其の流通上弊害を醸すと甚大なりとす。

グレシヤムの法

貨幣の流通に關する定則にグレシヤムの法あり。グレシヤムの法とは、貨幣の品質或は量目、其の表記價格に對して不同あるときは悪貨は良貨を市場より驅逐する事實をいふ。即ち良貨は私人の貯蓄或は鎔鑄に歸するか、或は海外に去りて、悪貨のみ市場に流通するに至るをいふ。此の事

材料

性質
材料
物質

實は英國のサー、トマス、グレシヤム氏の發見によるを以て其の名あり。

二〇七、材料 現今貨幣は多く金銀にて之を作るなり。是貨幣の材料には(一)價格ありて且、(二)其の價格の貯藏に適すと、(三)其の價格に變動少きものを要し、又其の材料の物質には(一)破損少く、(二)内質の一樣にして、(三)分割し易く、又(四)認識し易きものたるを要するによる。往古は皮革、牛、羊、貝石、穀物等を用ゐたるも、漸次産業の進歩に伴ひ、現今の制度に到れるものなり。

紙幣

二〇八、紙幣 交換の媒介として紙幣を貨幣に代用す。紙幣は其の物の實質に價格を有するにあらずして、國家が之に價格を命じ、必要に應じて其の價格に對する本位貨と交換すべき保證あるによる。故に紙幣は國家の信用により、

國家の信用

不換紙幣
兌換紙幣

初めて其の價格を維持するものなり。紙幣にして本位貨に交換すべき保證なく、補助貨の如き性質を帯びたるものを不換紙幣といひ、前者を兌換紙幣と稱す。

第四十九章 銀行

信用

對人信用

對物信用

二〇九、信用 信用は其の成立により對人信用と對物信用とに分つことを得るなり。(一)對人信用とは對手者の人格の信認によりて成立するをいひ、(二)對物信用とは債務の擔保たる貨物の價格によりて成立するをいふ。

形式

信用は口頭、帳簿若くは證券の形式による。證券の主要な

證券

るものは(一)紙幣、(二)公債證券及び大藏省證券、(三)社債券、(四)株券、(五)手形、(六)借用證書、(七)貨物證書及び(八)保險證書にして、紙幣、公債證券及び大藏省證券は國庫の信用により、社債券及

び株券は會社の信用により、手形は私人の信用による證券なり。

信用の利害

信用は(一)時間と勞力との節約、(二)資本の節約、(三)資本の生産力の増加及び(四)資本の増加即ち零碎資金の集結の利益ありと雖も、亦(一)浪費と(二)投機心とを誘ひ易き弊害あり。

銀行

商業銀行
特別銀行

二一〇、銀行 銀行は信用の機關にして、普通の銀行即ち商業銀行と特別銀行とを別ち、銀行條例によりて借方、貸方及び媒介の業務を爲す。

借方
預金

(一)借方 は主として預金にして、(一)定期預金、(二)當座預金及び(三)小口當座預金の三種あり。

貸方
貸付

(二)貸方 は主として貸付及び割引にして、(一)貸付とは直接貸方をいひ、信用貸、擔保貸及び當座貸の三種あり、(二)割引とは手形買込即ち間接貸方にして、商業手形、保證品付手形及

割引

び荷爲替手形の三種あり。

(三)媒介 は取引の代理をいひ、(一)振替とて、同一銀行に於ける取引者間の取引決算にして、帳簿上の口座變更を行ふものと、(二)手形交換とて、同地銀行間に於ける取引決算にして、手形交換所の機關を有するものと、(三)爲替とて、異地銀行間の取引決算にして、他所拂手形の賣買をなすとの三種あり。
二一、特別銀行 銀行にして特殊の業務に重きを置くを要するものには各別に法規を以て之を定む。

(二)日本銀行 は株主を日本臣民に限り、主として國庫の出納と全國の金融とを司り、兌換券を發行す。

(一)横濱正金銀行 も亦株主を日本臣民に限り、主として外國爲替を司る。

(三)朝鮮銀行 は資金の一部を國庫に於て負擔し、株主を日

媒介
振替

手形交換

手形交換所
爲替

特別銀行

日本銀行

正金銀行

朝鮮銀行

農業銀行

本臣民に限り、朝鮮の金融を司り、銀行券を發行す。

(四)農業銀行 は日本勸業銀行及び農工銀行、臺灣銀行、北海道拓殖銀行の如き、主として農業者に長期を以て低利の資金を貸付くる機關にして、借方に於ては債券を發行し、其の抽籤割増によりて金融市場より低利の資金を吸収す。

(五)日本興業銀行 は主に大工業に對して、資金の供給と大工業放資者の信託とに應ずる機關なり。故に社債券の債權者に代りて擔保の保管を爲すと、株券を擔保とし或は社債に應じて貸付を爲すと、自ら社債券を發行して借方を爲すとの如きは其の主要なる業務なり。

(六)貯蓄銀行 は零碎資金を吸収して資本を供給する機關にして、主として下級國民の保護にあれば、法規上特に無限責任の役員を置く。

工業銀行

貯蓄銀行

第五十章 交通

通信

郵便

電信

電話

二一、二、通信 通信は官營にして、郵便、電信及び電話の三機關を分ち、各一定率の手數料を徴して其の事務を取扱ふ。

(一)郵便 は發信者の意思の表象物を其の儘受信者に送達するものにして、一種の運送とも稱すべく、(一)通信を主とする普通郵便の外、(二)小包郵便及び(三)特種郵便ありて全國に普及す。其の他郵便に附帶事務として、郵便爲換及び郵便貯金の銀行業務あり。

(二)電信 は發信者の意思を電力によりて、迅速に遠隔の受信者に傳達する機關にして、全國に普及す。又海上との通信に無線電信の開通するあり。

(三)電話 は電力によりて發信者と受信者との意思の交換

外國との通信

陸運

道路

を媒介し、全國の都市及び都市間には大抵其の架設あり。

(四)外國との通信 は(一)普通郵便にありては萬國郵便同盟條約によりて、殆んど全世界に通じ、(二)小包郵便にありては小包郵便條約によりて、主要なる外國と發受し得べく、(三)電信にありては萬國電信條約によりて外國の電信に連絡す。

二一、三、陸運 運送は大別して陸運と水運とに分ち、陸運にありては道路及び鐵道の運送に區別することを得べし。

(一)道路 は往古よりの交通機關にして、通路及び橋梁の施設あり。其の維持は主として國庫及び地方團體の負擔とす。道路及び橋梁は私設によるものは使用料を徴收すること許せども、多くは公費によるを常とす。而して道路上の運送は私人の自由に任じ、唯特に道路を破壊し易き車輛等に對して地方税を賦課するに過ぎず。

鐵道

(二)鐵道 は國有の方針なりと雖も、尙私設の餘地を有す。賃金は距離によりて差異あり。動力は主として蒸汽機關車によれども、短距離及び小軌道にありては電力、瓦斯又は石油を使用す。將來は大距離に於ける鐵道にも亦電力を採用するに至るべし。

水運

二一四、水運 水運は之を内國水運及び海運に分つことを得べし。

内水運

(一)内國水運 は天然河流の利用と運河の開鑿とにして、往古よりの水運方法なりとす。其の管理及び維持は主として地方廳に存すれども、大河は國庫の負擔なり。而して汽艇、操舟等凡て水運の營業は私人の自由に委す。

海運

(二)海運 の主要なるものは商港の築成及び海路運河の開鑿なり。(一)商港は防波堤、棧橋、陸上設備及び倉庫等の築造

商港

海路運河

にして、主要なる港灣に於ては國庫及び地方團體其の築造に任ず。(二)海路運河は蘇士及び巴奈馬の如き、世界商業の要路にあるものは國有或は私有を問はず、之を維持するに難からず。海運業は現今之を私人の營業に任じ、其の船舶は帆船よりも汽船多く、汽船も亦其の噸數及び速力増加するの傾向あり。而して國際競争の結果、海外航路の航海運業に對して、各國補助或は獎勵の方法を講ずるもの多し。

第五十一章 保險

保險

二一五、保險 保險とは凡て偶然の事故によりて災害を受くべき、同種の危險に遭遇すべき者の多數より、實際災害を受けたる者の損失を分擔して相救濟する方法をいひ、其の組織に二種あり。相互保險及び營利保險是なり。

相互保險

(一)相互保險とは同種の危険に遭遇すべき者の多數が、社團を爲して直接相救濟するをいふ。

營利保險

(二)營利保險とは社團の方法によらずして、之を媒介する保險業者と多數の各個人との間の契約に依り、間接に相救濟するをいふ。

保險は又遭遇すべき災害の種類により之を二に別つ、一を損害保險といひ他を生命保險といふ。

利害

保險の經濟上の利益は個人にありては偶然の事故に因る損害を防ぎて、(一)生活を安固ならしめ、(二)貯蓄心を増し、社會にありては又企業心を鼓舞して、(三)生産を容易ならしむると、(四)經濟資本を増加するとにあり。従つて不確實なる保險業が國民の多數に損害を蒙らしむること少しとせず。

損害保險

二一六、損害保險 損害保險とは保險者が保險契約者に、偶

火災保險

然なる一定の事故に因りて生ずべき損害を、保險金の支拂によりて填補することを約し、保險契約者は之に報酬として、保險料を拂込むことを約するに因りて成立する契約をいふ。損害保險は其の危険の種類によりて火災保險と運送保險との二に類別す。

(一)火災保險は火災に因りて生ずる被保險者の損害を保險者に於て填補する責に任すべき契約なり。故に火災保險に於ては危険は火災にして、被保險の客體は火災に因りて消滅、毀損又は減價する物なることを要す。

運送保險

(二)運送保險は貨物の運送につき、偶然の事故に因りて生ずべき損害を填補する保險にして、陸上保險と海上保險とに區別す。陸上保險は普通運送保險と稱するものなり。

海上保險

(三)海上保險は航海に關する事故に因りて生ずべき損害

を填補する保險をいひ、其の危険は航海に關する事故に於て、被保險の客體は船舶、貨物及び貨物の到達によりて得べき利益とす。

生命保險

二一七、生命保險 生命保險は保險者が被保險者の生死に關して、一定の保險金を支拂ふべきことを約し、保險契約者は其の報酬として保險料を支拂ふことを約する契約にして、被保險者と保險契約者とは別人たることを得べし。又保險者より保險金を受くべき者を保險額受領人と稱し、被保險者及び其の相續人又は親族たることを要す。

生存保險

(一)生存保險 とは被保險人が一定の年齢まで生存する場合に、保險者より保險金を支拂ふべきをいふ。

死亡保險

(二)死亡保險 とは被保險者が死亡の場合に保險金を支拂

養老保險

ふべきをいひ、死亡保險に、(一)定期保險と、(二)終身保險とありて、定期保險と生存保險とを兼ねるを養老保險といふ。

第五十二章 外國貿易

外國貿易

輸入貿易

輸出貿易

通過貿易

輸出入總計

超過

貿易の利害

二一八、外國貿易 外國貿易は其の貨物運送の方向により、之を輸入、輸出及び通過の三貿易に區別す。(一)輸入貿易とは外國貨物の直接我が國に入り來るをいひ、(二)輸出貿易とは我が國の貨物の外國へ送出さるるをいひ、(三)通過貿易とは外國の貨物が一度我國に陸揚して、更に他の外國へ輸送さるるをいふ。而して外國貿易を評價するには輸出入貨物の價格を總計して之を稱し、輸出入の差額を輸出或は輸入の超過と稱し、其の總額及び差額は亦國勢を評價するの好資料たり。貿易は各國の經濟事情に差異あるによりて

起り、各國の資本と勞力とを最も有利に生産に利用することを得といへども、之によりて各國の經濟事情が密接の關係を保つにより、一國の經濟事情は外國の經濟事情の影響を受くること著しきに至るなり。

外國爲換

二一九、外國爲換 外國貿易に於て貨幣を廻送するの不便及び危険を避くる機關として銀行發達し、各國の貿易商人間に爲換手形を轉々賣買して其の貸借を相殺すること猶國內商業に於ける如し。斯くして相殺の結果、一國の輸出入に於て差額僅少なるとき、貿易は均衡を得たる状態に入りと雖も、其の超過あるに當りては、當業者は成るべく正貨の廻送に伴ふ危険を避けて、爲換手形に對して一定の方法を執るを常とす。輸出入に均衡あるときは爲換手形は普通貨幣の比價を以て賣買せらるるなり。然れども輸出入

貨幣の比價

爲換相場

に超過あるときは、輸入超過國の銀行は爲換の價格を高くして、一方に支拂を抑制すると共に他方に受領を獎勵し、以て其の差額を減少するに力め、輸出超過國の銀行は亦爲換の價格を低くして、正貨の支拂を獎勵すると同時に受領を抑制し、以て其の差額を減少するに力むるなり。斯く爲換手形の賣買に其の價格の差異あるを爲換相場といひ、其の額面によるを平準といひ、高く賣買せらるるを打歩といひ、低く賣買せらるるを割引と稱す。斯くして輸出入の超過を矯正し得べしと雖も、銀行は損失を顧みずして、只管爲換相場を高低し得べきにあらざれば、其の損失を忍ばんよりも、寧ろ正貨を廻送するの利なるに如かざるに達せば、即ち此に正貨の輸出入を見るに至る。此の極限を正貨輸送點と稱す。故に外國貿易には必ず貨物の輸出入と共に、之に

正貨輸送點

貿易政策

對する貨幣及び貴金屬の輸出入あり。

二二〇、貿易政策 外國貿易の消長は國家の盛衰に關係す、即ち外國より低廉の貨物を輸入せば消費者は幸福なるべきも、其の生産者は爲に非運に陥るべく、若し生産者を保護して低廉なる貨物の輸入を抑制せんとせば、自然に消費者を損せざるべからず。貿易を其の自然に放任して別に制限を加ふべからずとなすを自由貿易論といひ、自國の利害上之を制限すべしと爲すを保護貿易論といひ、國家が其の利害の爲に貿易に對して各、採るべき手段を貿易政策と稱す。今日多數の國家は保護政策を採り、關稅を設け、輸入を制限して、内國の産業を保護し、或は獎勵金の制度及び商品陳列館を設けて、輸出を獎勵し、又通商條約に於て通商及び居住の自由、關稅率の協定、最惠國條款等を規定して各、其の

自由貿易論

保護貿易論

貿易政策

國の貿易を保護す。要するに自由貿易或は保護貿易の利益あるは、各國其の文明の程度によりて異なるものにして、一國の状態は或は農業國といひ、或は商工國といひて、常に變ぜざるものにあらざれば、貿易政策は其の時勢に従ひて之を變更せざるべからず。

第五十三章 物價

物價

二二一、物價 貨物の普通の交換は賣買にして、市場に於て販賣し得べき貨物の分量を供給といひ、之に對して購買力ある欲望の分量を需要といふ。

貨物の價格を貨幣の單位を以て現したるものを物價といひ、又代價、市價或は相場と稱す。而して同一分量の貨物に對する貨幣の分量の増加を物價の騰貴といひ、其の減少を

物價騰貴

物價下落

下落といひ、物價の高低は市場に於ける貨物の状態、貨幣の状态及び外國貿易の影響等によりて決定す。

貨物による物價

二二二、貨物による物價 物貨は貨物の需要、供給の比較によりて定る。即ち市場に於て需要と供給との比較上、需要多くして供給少き時は物價騰貴し、需要少くして供給多き時は物價下落す。斯く物價は需要、供給の比較に従ひて高低すれども、結局過度に高低することなく、自然に一定の程度に止るものなり。之を物價の平準といふ。而して此の物價の平準して其の高低を調節するの作用二あり。(一)物價は騰貴すれば、漸次需要減少して供給増加し、下落すれば之に反して漸次需要増加して供給減少し、以て需要と供給とは自然に相平均するなり。(二)物價は常に其の生産費に接近せんとするの作用あり。生産費とは生産原料の代價、

物價の平準

生産費

労力の賃銀、資本の利子及び租税等凡ての費用にして、若し物價が其の貨物の生産費に超過すること多きときは、生産者は利益あるにより、供給を増加するに力むべく、其の結果は物價を下落せしむるに至るべし。之に反して物價の生産費よりも減少することありとせんか、生産者は損失を招くを以て供給を減少すべく、従つて物價は騰貴すべし。斯くして物價は自然に生産費に接近せんとするものなり。

貨幣による物價

貨幣の流通

信用

貨幣の需要及び供給

二二三、貨幣による物價 物價は貨幣の需要、供給、流通及び其の品位によりて定る。即ち(一)貨幣の流通高増加するとき、又は流通迅速にして流通高の増加と同じき結果を生ずるときは市價騰貴し、之に反るときは下落す。(二)信用の高低、紙幣の増減も亦之と同様の作用あり。(三)支拂期、決算期、納税期等貨幣の需要期には物價下落し、之を過ぐれば、舊

貨幣の品位

恐慌

生産及び消費の均衡

恐慌

需要恐慌

生産恐慌

に復す。(四)貨幣の品位を劣悪ならしむるときは其の價格を減少するが故に、市價は從ひて騰貴するなり。

二二四、恐慌 消費は生産の動機となり、生産は消費の手段となり、消費と生産とは互に因果連続して、茲に經濟的活動を繼續せしむるものなれば、其の間に均衡ありて、初めて經濟生活は平穩なることを得べし。恐慌とは生産と消費即ち需要と供給との間に均衡の破れて、經濟活動に起る一時的波瀾の現象なり。之を其の原因に因りて需要恐慌と生産恐慌との二に分つなり。

(一)需要恐慌 とは生産の不足若くは消費の過剰によりて起る現象にして、其の徴候としては物價の暴騰を見るなり、饑饉の時に於ける如き是なり。

(二)生産恐慌 とは生産の過剰若くは消費或は需要の不足

によりて起る現象にして、其の徴候としては物價の暴落を見るなり。

第五十四章 分配

分配
國富

總所得
資本

純所得

個人所得

二二五、分配 一國現時の總貨物を國富と稱す。故に一國の經濟的生活は人が舊國富を處理して新國富を作為する連續的生活なりといふことを得べし。之を一定期間に就いて考ふるときは、期末の國富は期始の國富と之を處理して新に得たる全貨物との和にして、之を總所得といひ、之に對して期始の國富を資本といひ、新に得たる貨物を純所得といふ。分配とは純所得を其の生産に與りたる者の間に分割するをいひ、分配によりて個人の得たるものを個人所得と稱す。

個人所得

二二六、個人所得 分配を受くる者は生産に與りたるものにして、地主、勞働者、資本家及び企業者是なり。而して其の所得を地代、給料、利子及び利益と稱す。

社會に於て生産の純所得の分配を受くる者は前四者の他に尙一二なしとせず。兒童及び老癯者の如きは其の一にして、國家は其の二なり、然れども經濟上之を分配と稱せず、唯分配を受けたる四者が更に之を其の意思によりて分つに過ぎず。又小規模の産業にありては一見恰も分配なきが如きも、是偶、四者が同一人たりしに過ぎず。

分配價格

二二七、分配價格 分配に當りて個人所得を如何にして決するか、個人所得の價格は社會の生産市場に於ける四者の需要供給の比較によりて決す。故に一國內に於ても其の時期と地方とを異にするに従ひ、各個人所得の價格を異に

個人所得の差

實價所得
名價所得

し、國家を異にするに於て殊に其の差異を見るなり。分配の方法に其の生産せる貨物の實物を以てすると、價格によりて貨幣を以てするとあり。前者を實價所得といひ、後者を名價所得といふ。大企業にありては分配の便宜上名價所得の方法によること多し。實價の高低と名價の高低とは必しも正比例せず。

第五十五章 地代

地代
地代

二二八、地代 通常地代と稱するものに(一)土地本來の性能による所得と、(二)之に放下したる資本による所得とを混同するなり。前者は地力の條件による土地の價值に對し、後者は工事等による土地の價值に對して生ずる地代なり。斯くの如く地代は直接土地の價值に關係あれども、其の生

土地の價値

生産物の價格

産物の價格に關係することなし。生産物の價格は市場に於ける需要供給の關係と、其の生産費とによりて定まるものなれば、直接地代と關係せざるものなり。地代を決すべき地力の條件の差異により、地代を耕作地代及び市街地代に分つことを得べし。

地代の理由

二二九、地代の理由 地主の所得として地代を生ずるは、土地に價值ありて、且、之に差異あるによる。

土地の有限

(一)土地の有限 なるは單に地球表面の有限なるのみならず、各國其の領土を限り、其の人口益増加して、生産上土地を要すること亦益多し。是土地に價值ある所以なり。

地力の條件

(二)地力の條件 は土地に於て各同一ならざれば、其の差異に従ひて土地の價值に差異を生ずること、亦其の自然の結果なりとす。

價格の變動

(三)價値の變動 土地は開墾、土工等の放資によりて其の價値を増加し得べく、其の使用の如何によりて、其の價値に増減を生じ得べし。

斯くの如く土地に價值ありて、其の價値に差異及び變動を生ずること自然なれば、土地に地代ありて之に差等あること亦其の當然の事なりとす。

耕作地代
地質

二三〇、耕作地代 耕作地の地代を決すべき地力の條件は地質を主として、氣候、地形、水利及び地位等之に次ぐ。現今耕作地以外に地代なき原野多く、其の既に開墾に屬したる土地尙地代なきものあり。是主として其の地力の差等によるなり。今地力の差異によりて、土地を數等に分ち、其の耕作者の能力を同一なりとせば、人口少き時代に一等地のみの耕作にて生産を爲し得たるものも、人口の増加に伴ひ

有地代地

て二等地の耕作を要するに至るべし。此の場合に於る兩地の生産率の差額は勞力の差にあらざして、地力の差等にあれば其の差額は當然一等地所有者の有に歸すべきものにして、一等地は有地代地となり、二等地は無地代地となり、三等地以下は原野として止まるなり。斯くの如く人口漸次増加して、生産物の需要を増すに従ひ、漸次耕作地を増して終に最初の有地代地は優等の地代地となり、先の無地代地も漸次有地代地となるに至るべし。其の耕作地に無地代地あるは、其の生産額僅に其の生産費を償ふに止まるに より、未耕作地の存するは、假令之を開墾して耕作すとも、其の生産額は其の生産費を償ふに足らざるによる。故に無地代地を一に耕作限界地と稱す。耕作限界地は經濟の進歩に従ひて漸次擴張し、地代は漸次騰貴すべし。

無地代地

未耕作地

耕作限界地

地代の騰貴

市街地代

二三一、市街地代 市街地の地代は其の地位を主として、氣候、水利、地形等之に次ぐ。而して(一)宅地は其の地位の風致、衛生、交通等の良好なる區域は、人の之を需要すること多く、其の地代は競争の結果、自然に騰貴し、(二)店舗に於ても亦同一にして、其の地位の交通及び繁榮の良好なる區域に於て、其の地代の高價を見るなり。

第五十六章 給料

給料

二三二、給料 給料とは生産に與りたる勞働者の所得にして、勞力の性質により、之を力役の所得即ち(一)賃銀と、心勞の所得即ち(二)俸給とに分つ。給料の支拂方法に従時法と従量法との二種あり。(一)従時法とは勞力の時間に比して支拂ふものにして、日給、月給、年

從量法

俸の別あり。(二)從量法とは仕事の分量を標準として支拂ふものなり。從量法は概ね從時法に比して、労働者の勤勉を促し生産を増加し得れども、分量の多きを得んため粗製に陥るの弊なしとせず。故に生産を優良にして、且、多額ならしめんには、副方法として(三)奨励法あり。奨励法とは給料の外に、仕事の成績に依りて特別給料を支拂ふをいひ、其の方法に(一)賞與法、(二)利益配當法、(三)株式分與法の別あり。

奨励法

一般給料率

供給の方面

需要の方面

二三三、一般給料率 給料は一般に勞力の需要及び供給によりて定る。(一)供給の方面にては、給料は労働者の數に反比例し、其の最低率は労働者の生活の程度による。故に生活を支ふること能はざる給料の事業には、勞力の供給を絶つに至るべし。(二)需要の方面にありては、給料は勞力の生

職業別による給料率

難易

危険

産力の優劣に従ひ、其の最高率は勞力が貨物の價格に賦與したる増加額を超ゆることなし。斯くの如く給料の一般の率は労働者の生活の程度と、其の勞力の生産の價格との間にあり。而して勞力の使用は、必しも低率なる給料にあらずして、寧ろ高率たりとも生産力優良の勞力を需要するを可とす。

二三四、職業別による給料率 給料は職業の性質及び種類によりて其の率を異にす、其の主要なるものを列挙すれば左の如し。

(一)勞力の難易 により、困難なる職業は其の給料高く、其の難易は時間と分量とによる。

(二)危険の多少 により、危険多き職業は其の給料高し。危険は主として生命及び健康の危険にして、傳染病看護者の

如き其の例なり。

快否 (三) 勞力の快否 により、不快なる職業は其の給料高し。不快なりとは自己に於て不愉快に感じ易く、或は他より嫌惡を受け易きものをいふ。

恒否 (四) 職業の恒否 により、需要が永續する職業は其の給料廉にして、臨時のものは高し。

信用 (五) 信用の輕重 により、信用を要すること多き職業は其の給料高し、醫師、辯護士の如き其の例なり。

習得 (六) 習得の難易 により、難き職業は其の給料高し、其の難易は修業の年月の多少及び程度にして、技術者の如き是なり。

土地 (七) 土地の關係 に都鄙の如き別ありて、勞役の需要に特別の高低を生ずるなり。

以上は現今の状態なれども、教育殊に實業教育發達し、交通

機關も普及せば、職業間の差異を減ずることを得るなり。

第五十七章 利子

利子

利子

金利

理由

需要

供給

二三五、利子 利子とは生産に與りたる資本主の所得なり、資本に一般貨物と貨幣とありて、利子と稱するは此等各資本の所得を總稱し、特に貨幣の使用によるものを金利或は利息と稱す。

利子を正當とすべき理由二あり。(一) 資本の需要より之を考ふるに、資本の使用によりて、貨物の生産率を増加し得べしとせば、其の所得の増加は資本の使用によるものにして、使用者は當に之を資本主と分たざるべからず。(二) 更に之を資本の供給より考ふるに、資本主は過去に其の消費を節して貯蓄せる効力と、放資の爲に一定期間其の使用の自由

利率

資本の需要

資本の供給

均一低減

を制限する抑損と、放資の後將來其の回收に對する危険とに對して何等か得る所なかるべからず。

二三六、利率 利子は時日を期して、日歩、月額或は年額を以て支拂を爲す、其の資本に對する比を利率若くは利子歩合と稱す。利率は資本の需要に正比例し、供給に反比例す。

(一)資本の需要は一國に於ける土地及び人口の多少、自然物及び自然力の差異、産業の進歩、企業心の盛衰等によりて消長し、(二)供給は國民の勤儉、貯蓄、信用の多少によりて増減す。故に利率に於て資本需要の増加による昂騰と資本供給の増加による低減とは、敢て憂ふるに足らざるも、資本需要の減少による低減と、資本供給の減少による昂騰とは必ずしも喜ぶべきことにあらざるなり。

利 は文明の進歩して、交通機關、信用機關等の發達に従ひ、

利益

當然の所得

漸次均一して亦低減するの傾向を有し、此の點に於て地代と全く相反す。

第五十八章 利益

二三七、利益 利益は企業者の所得にして、生産の純所得より地代、給料、利子を除きたるものといふべく、亦總所得と總生産費との差額ともいふべし。所謂總生産費とは流動資本の回收及び固定資本の填補の如き生産費と、地代、給料及び利子の如き個人所得に屬する生産費との總和なり。

利益を左の四に分類することを得るなり。

(一)當然の所得 とは企業者が生産要素の提供者を兼ねるとき當然分配を受くべき所得にして、土地及び資本の提供に對して受くべき地代及び利子と、企業者が労働者として

企業維持費

最高の心勞に對して受くべき給料との三是なり。
(一)企業維持費とは資本の消耗填補費と異り、企業の準備費と稱ふべきものにして、損失によりて頓挫せざる準備保險料とも稱すべし。

特別利益

(三)特別利益とは獨占による所得及び偶然の幸運による所得なり。

純利益

(四)純利益とは以上を控除したる利益なり。
前二者は企業者當然の所得にして、利益と稱するは多少不穩當たるを免れず。後二者は産業の進歩に伴ひて減少すべきものたり。

企業者

二三八、企業者 企業者は生産の全責任を負擔するにより、地代、給料及び利子は地主、労働者及び資本家に對し、豫め契約を以て生産の手續未了間に支拂ふことを得れども、利益

生産市場の企業者

交換市場の企業者

利益率

一般率

は生産完了して、總所得より總生産費を控除したる後にあらずんば、之を計算するを得ざるべく、萬一危険に遭遇せば、損失を招くことあり。故に企業者は生産の市場にありては、地主、労働者及び資本主に對して、其の供給する土地、勞力及び資本の需要者にして、交換の市場にありては、消費者に對して其の需要する貨物の供給者なり。
二三九、利益の率 利益は利子の如く其の率を資本に比して表はし、之を左右するものは左の二種とす。
(一)一般率は概して市場に於ける企業者の需要及び供給によりて決し、又生産の高低によりて決す。而して生産物の價格は市場に於ける需要供給と生産費とによりて決するが故に、生産費にして多額を要せんか、利益は勢減少するを免れず。故に利益の率は物價を左右するの力なきこと

職業別

猶地代の如し。又利益は給料及び利子の如く、交通機關及び信用機關の進歩に従ひて、平均せんとする傾あり。
(二)職業別 によりて利益の率を異にし、(一)危険の多少により、流行品の如き危険多きものは利益亦多く、(二)企業の快否により、人の嫌忌する企業は利益多し、又(三)才能經驗を要する企業は利益多し。

第五十九章 競争及び共同

競争の生活

慾望
制限

二四〇、競争の生活 人は均しく生存を欲し、又生存には苦を厭ひて樂を希ふにより、所得には勞力少くして取得の多からんことを欲し、消費には失少くして慾望を充たすこと多からんことを欲するなり。夫れ貨物の生産には自然力及び人力の制限ありて、其の交換に亦社會の需要及び供給

競争

の制限あり。此の制限の下にある貨物に對して、均しく彼の少失多得の念を以て活動す。此に於てか競争は經濟的活動の各方面に起る。競争とは多數の人が制限ある一定の目的物を得んがために勉むるの状態なり。而して其の競争の未だ盛ならざるや、利害相同じき者の間に争ひ、其の甚しきに及んでは、利害相同じき者共同して利害相反するものとの間に争ふなり。故に競争の結果は往々共同に終ることあり。

利益競争

放資競争

經營競争

二四一、利益競争 利益競争として經濟活動の表面に表るるものは、主として生産の方面にして、放資競争と經營競争の二あり。(一)放資競争は個人の所有する資本を最有利なる方面に投ぜんとするより起り、其の競争の方面は、有價證券の如き動産、土地、家屋及び農工商業の企業にあり。(二)經

共同の企業

營競争とは主として同種企業の相互間及び販賣上大小商業間の競争なり。

二四二、共同の企業 同一の企業者が互に競争による損失を避けて、相利益せん爲に、企業の共同を爲すをいひ、其の共同方法に左の三種あり。

合同

(一)合同 とは同種の企業者が相合同して一となるをいひ、各企業の獨立は全く消滅して、新なる一大企業となるものなり。

聯合

(二)聯合(トラスト) とは同種の企業者各、獨立の名あれども、聯合企業事務所なる中央集權の下に、殆ど一企業の如く活動して、各企業者は獨立の實なきものなり。

同盟

(三)同盟(カルテル) とは各企業者は充分の獨立を有して、相互契約の下に各、同一方針を採るをいふ。同盟には販賣上

同業組合

の同盟と、購買上の同盟とあり。以上の外尙二の共同あり。

(四)同業組合 とは同盟の契約を以て企業上に制限を設くる同一の生産者、或は販賣者が單に規約を設けて、相互の事業の改良進歩を計るに止まるものなり。我が國の同業組合は三分の二以上の共同によりて成立するものなり。

資本組合

(五)資本組合(シンヂケート) とは事務遂行の爲に資本家の臨時に共同するものにして、(一)募債保證組合及び(二)事業引受組合あり。

對企業の共同

二四三、對企業の共同 企業者の共同に對し、労働者或は消費者の相互に共同して、其の利益を共濟するものにして、其の主なるもの二あり。

産業組合

(一)産業組合 とは個人の産業及び經濟を共濟するものに

して、主として消費者若しくは小生産者より成立つ社團法人なり。其の種類は(一)生産組合、(二)販賣組合、(三)購買組合及び(四)信用組合の四にして、實際に於ては其の二三を併せて之を行ふもの多し。

労働組合

(一)労働組合(トッレード、ユニオン)とは労働者が同階級の爲に共同するものにして、其の要點は労働者の地位、利益、健康等の維持増進を計るにあり。

非常同盟

二四四、非常同盟 利害を同一にする者の共同によりて、利害相反する者との間に階級的競争起り、其の兩者の均衡を破れば、終に非常の同盟を形成して、各其の利益を保護することあり。其の主要なるものは左の三種なり。

同盟罷業

(一)同盟罷業(ストライキ)とは労働者が共同利益の爲に企業者、即ち雇主に反抗して労働に服せざるをいふ。

同盟停業

(二)同盟停業(ロックアウト)とは同盟罷業に對して、企業者が労働者に對し、共同の利益の爲に、一時其の事業を停止して彼等に當るなり。

同盟排斥

(三)同盟排斥(ボイコット)とは取引拒絶により、對手を排斥するものにして、今日は主として消費者が購買拒絶によりて、對販賣の同盟を爲せども、必しも需要拒絶にあらず、其の起元は供給拒絶より來れるものなり。

社會政策

競争の利益

競争の弊害

二四五、社會政策 自由競争の結果は生産の産額を増し、品質を進め、従つて物價の低廉及び平均資本の増加及び低利を來すと雖も、一度其の度を失すれば、却つて一般經濟界の害となることなしとせず。故に其の弊害の豫防及び救済の方法を要するなり。地方改良、産業の保護及び奨励、其他の社會政策は職として之に當るものなり。

社會政策の經濟の現制度を維持し、且、社會分配の公正を計らんとする社會改良の方法にして、各私人の社會的地位に關しては、其の責任を各個人に負はしむるを原則とし、唯、政府は社會改良の良法にして、私人の力にて到底其の目的を達し得ざるものに對し、初めて干涉する方法なり。

第六十章 立憲國民

國運

盛衰

優劣

二四六、國運 國家活動の盛衰優劣ある状態を國運と稱す、國家の盛衰とは古今に涉りて一國の國運を對照するに用ゐる、優劣とは現代諸國の國運を比較するに用ゐるの語なり。列國の競争は交通の密接と學術の進歩とによりて激甚を加へ、各國の政治經濟の状態は直接相互に影響すること頗る重且大にして、國運の優劣亦從つて變動を來さんとする

こと平時も猶戰時に異らず、此の間に國家を成すもの深く憂慮せずして可ならんや。

國運の消長を徵すべきものは政治、經濟及び學術の状態にして、其の基礎を爲すものは實に國民の道德及び智能なりとす。

政治

國家の組織

國家の政策

二四七、政治 政治上國運の盛衰は國家組織の強弱と、國家政策の善惡とによる。國家の組織は國體及び政體に因り、主として過去の歴史に由來する所多く、容易に之を變更し得べきものにあらざれば、政治上國運の盛衰は主として政策の良否如何に懸れり。政策は内治、外交及び軍事の三に分つことを得べし。

(一)内治政策 是之を民政及び財政に分ち、(一)民政の基礎は地方の自治體にあれば、民政の振興は地方公民の道德如何

民政

内治

財政

外交

軍事

に存し、(二)財政は豫算及び決算共に帝國議會の議決を経るを要すれば、財政の整理は半ば兩院議員の責任にあり。

(二)外交政策 今日の外交は一方には國富と軍備とを基礎とし、他方には國民の思想感情之を助くること頗る多し。

抑(一)國富は財政の整理と經濟の進歩とにより、(二)軍備は軍事政策に關し、(三)國民の思想感情は主として國民の知識及び道德の程度に由る。故に外交の政務は天皇の大權に屬すと雖も、政策の遂行には國民の實力に俟つもの頗る多し。

(三)軍事政策 軍事亦大權に屬すと雖も經費を要すべき事項は豫算ありて、帝國議會の權限之に關係し、其の軍隊の強弱に至りては、徵兵令ありて全く壯丁の體力と道德とに是依るなり。

之を要するに、政治上國運の盛衰は主として政策にありて、

經濟

富源

産業の進歩

學術

施設

政策の振興は國民の道德、智能によること頗る多し。

二四八、經濟 經濟上國運の盛衰は其の富源の多少及び産業の發達にあり。(一)富源の豊富は大に經濟上の國運の基礎を爲せども、富源は領土に制限せられて、遽に之を擴張する能はざれば、寧ろ産業の進歩に俟たざるべからず。(二)産業の進歩は國家の經濟政策と國民の經濟的能力とによるべく、而して經濟政策に關する法規は帝國議會の協賛に待つべきもの少しとせず。されば産業の進歩は國民の政治的能力及び經濟的能力に大なる關係あるなり。

二四九、學術 學術は政治及び經濟に比し、寧ろ根本的國力を示すものにして、學術進歩の國家は即ち政治的に、將、經濟的に強國たり。而して學術をして優越ならしむるものは國家の施設と國民の智能とにありて、國家の施設は政治及

智能

び經濟の發達に待つべし。故に學術の進歩は一に國民の能力に因ること最大なりとす。

立憲國民

國民の能力

二五〇、立憲國民 之を要するに國運の盛衰優劣は政治、經濟及び學術の三者が相助けて進歩發達するの如何によりて決すべく、而して其の基礎は主として國民の能力にあり。抑國家は統治權、臣民及び領土より成るといへども、臣民と領土とは遽に消滅或は發生するものにあらざれば、國運の消長は即ち統治權の消長にあり。我が國の統治權は固より天皇に在れども、我が國は立憲國なり、天皇の統治權をして消長あらしむるもの實に國民の能力與つて力あり。故に苟も立憲國民たらんものは其の體力を練磨し、其の智能を啓發し、其の徳器を成就して、其の義務を盡し、其の私權を保ち、其の公權を行ひ、以て國運の隆昌を圖らざるべからず。

統治權の消長

立憲國民

我が國は明治初年以來、國運駸々として進み、終に強國の班列するに至れり。將來に於て益、其の實を全うして、之を列強の上に昇らしむるもの抑、誰の責務ぞや。

法制經濟教科書終

附錄

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任ヒラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セララルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル

、コトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限
ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自
由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願
ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大
權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモ
ノニ限リ軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタ
ル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ
組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出ス
ルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提
出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建議
スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スル
コトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命

ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フ
ヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セララルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉
セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事
ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可非同數ナルトキハ議長ノ
決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依
リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必
要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ
於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他
ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セララルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期
中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セララル、コトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言ス
ルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ補弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重
要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラレ、コト
ナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル
ノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムル
コトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴
訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司
法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ
爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ
徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議
會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増
額ヲ要スル場合ヲ除ク外國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ
法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除
シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲナスコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行法令ハ總テ理由ノ效力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

大正二年十月二十五日印刷
大正二年十月二十八日發行

法制經濟教科書
定價金五拾七錢



著者 清水澄
著者 八田三喜

發行兼印刷者 東京市神田區裏神保町九番地
合資會社 富山房

代表者 合資會社富山房社長
坂本嘉治馬

印刷所 東京市芝區愛宕町三丁目二番地
東洋印刷株式會社

發行所

東京市神田區裏神保町九番地
合資會社 富山房
電話本局一〇三六番、本局四一三〇番
振替口座東京五〇一〇番

320
122
103

終